

男性の育児休業等の取得率

育児・介護休業法第23条の規定に基づき、次のとおり男性の育児休業取得状況を公表いたします。

対象期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日
<p style="text-align: center;">男性の育児休業取得率 33%</p> <p style="text-align: center;">配偶者が出産した男性職員数 3名 育児休業等を取得した男性職員数 1名</p> <p>※ 育児休業を取得した男性職員数は、対象期間内に育児休業の初日がある職員のみカウントしています。</p>
<p style="text-align: center;">男性の育児休業等と育児目的休暇の取得率 67%</p> <p style="text-align: center;">配偶者が出産した男性職員数 3名 育児休業等または育児目的休暇を取得した男性職員数 2名</p> <p>※ 育児目的休暇とは、対象期間において配偶者の出産や子の保育に関する目的で利用できる法人が独自に設定した法定を超える休暇制度です。</p>
職員数 383名（うち男性 72名）